

不妊治療の保険適用化に伴う治療費助成制度の創設について

令和4年5月27日

不妊治療の保険適用化後も治療費を助成

~初回は実質自己負担なし、2回目以降は先進医療等を含め自己負担3割で~

本年4月から保険適用が始まった不妊治療について,不妊治療を受ける夫婦を 支援できるよう,本市独自の不妊治療費助成制度を創設し,不妊治療に係る経済 的負担の軽減を図ります。

〇 名 称

宇都宮市不妊治療(生殖補助医療等)支援制度

〇 助成金額等

- 初回:保険適用分を含む自己負担額の10割助成(上限45万円)
- 2回目以降:保険適用分を除く自己負担額の7割助成(上限30万円)※混合診療の場合は上限7万円

〇 対象となる治療(裏面参照)

- 生殖補助医療(「体外受精」,「顕微授精」,「男性不妊治療」)
- 先進医療
- ※ 国承認の先進医療実施機関以外で受けた先進医療も対象
- ※ 保険適用回数に関わらず対象

〇 その他

年齢制限:治療開始時の妻の年齢 42 歳まで

回数:通算6回まで

要件等:・治療終了日の翌月から1年以内に申請すること

・治療開始日及び助成申請日に市内に住所を有すること

・市税に滞納がないこと ・所得制限なし ・事実婚対象

〇 受付開始

令和4年6月 6月定例会に補正予算案を提出

市ホームページ等で周知

7月1日 受付開始(令和4年4月1日治療開始分から対象)

裏面あり

<問い合わせ先> 子ども部 子ども家庭課 課長 冨山 久美子(028-632-2285)



HELLO, NEW CITY.

新しいまちの暮らし

スーパースマートシティうつのみや始動



制度概要

<初回> 実質自己負担なし 自己負担額の 10 割助成(上限 45 万円)

基本的な治療 (生殖補助医療 のみ)の場合

生殖補助医療

先進医療を

併用する場合

生殖補助医療分(保険適用) 自己負担(3割) 保険負担(7割) 全額助成

【専門医療機関で治療】

先進医療分(保険適用外) 生殖補助医療分(保険適用)

保険負担(7割) 自己負担(3割 【一般の産婦人科(専門医療機関以外)で治療】

自己負担(10割)※保険適用外扱い

自己負担(10割) 全額助成

全額助成

自己負担(10割)

<2回目以降>

|実質自己負担3割| 自己負担額の7割助成(上限 30 万円)

※混合診療の場合は、上限7万円

基本的な治療 (生殖補助医療

生殖補助医療

先進医療を

併用する場合

生殖補助医療分(保険適用)

自己負担(3割) 保険負担(7割)

助成なし

のみ)の場合

【専門医療機関で治療】(混合診療:保険適用(3割負担)と保険適用外(10割負担)が混在)

生殖補助医療分(保険適用)

リンドルシー 先<u>進医療分(保</u>険適用外) **先進医療の**

保険負担(7割)

自己負担(3割)

自己負担(1)割)

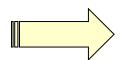
7割助成

【一般の産婦人科(専門医療機関以外)で治療】

自己負担(10割)※保険適用外扱い

自己負担(1)割)

治療費全体 の7割助成



全国トップクラス